

【質問】患者申出療養制度について教えてください。
(65歳 男性)

患者申出療養制度

【回答】わが国の医療は国民皆保険です。健康保険で医療を受ける場合は、保険収載されている薬や検査、治療法のみ利用できます。

それ以外の医療は自由診療となり、全額自己負担です。保険診療と自由診療の併用は認められていません。例えばがんの治療に必要となる各種検査は保険診療です。そこに保険収載されていない新しい抗がん剤での治療を希望する場合、薬剤を含めそれまでの検査や治



安全に未承認薬使える

混合診療 禁へ危惧も

「治験」は効果や安全性がまだ完全に確認されていない薬に行います。これに

機能病院に申し出ます。そこで実施計画や安全性・有効性を検討し、書類を作成して国に申請します。

国は、医師など約20人の専門家からなる委員会で検討します。使用可能かどうかは、原則として申請から6週間以内で判断します。

療後の検査なども全て自由診療となります。このため保険収載されていない未承認薬を使うと多額の自己費用がかかることとなります。これを救済するため新たに作られたのが「患者申出療養制度」で、今年4月から利用できるようになりました。

対し本制度は、すでに効果や安全性が確認されている未承認薬を将来保険適用に つなげるため、データや科学的根拠を集積するのが目的です。

すでに患者申出療養として前例がある場合は2週間判断されます。本県では長崎大学病院に相談窓口が設置されています。

保険外併用療法の一端です。検査などは保険診療の適用ですが、薬剤など保険適用外の費用は全額自己負担となります。先進医療

は、厳しい認定基準があるため比較的大きな施設でなければ受けることができません。しかし本制度は特定機能病院や臨床研究中核病院との連携が取ればかかりつけ医でも行えます。

本制度は、患者が申し出て身近な施設で安全に未承認薬を使える半面、薬剤は自費で高額となるので負担できる人しか利用できない欠点があります。また現在禁止されている混合診療がいつの間にか解禁に向かわないか、危惧しているところ

有効性と安全性が確立した新しい医療は速やかに保険収載され、病気が苦しむ多くの人々の福音となるようにしたいものです。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。